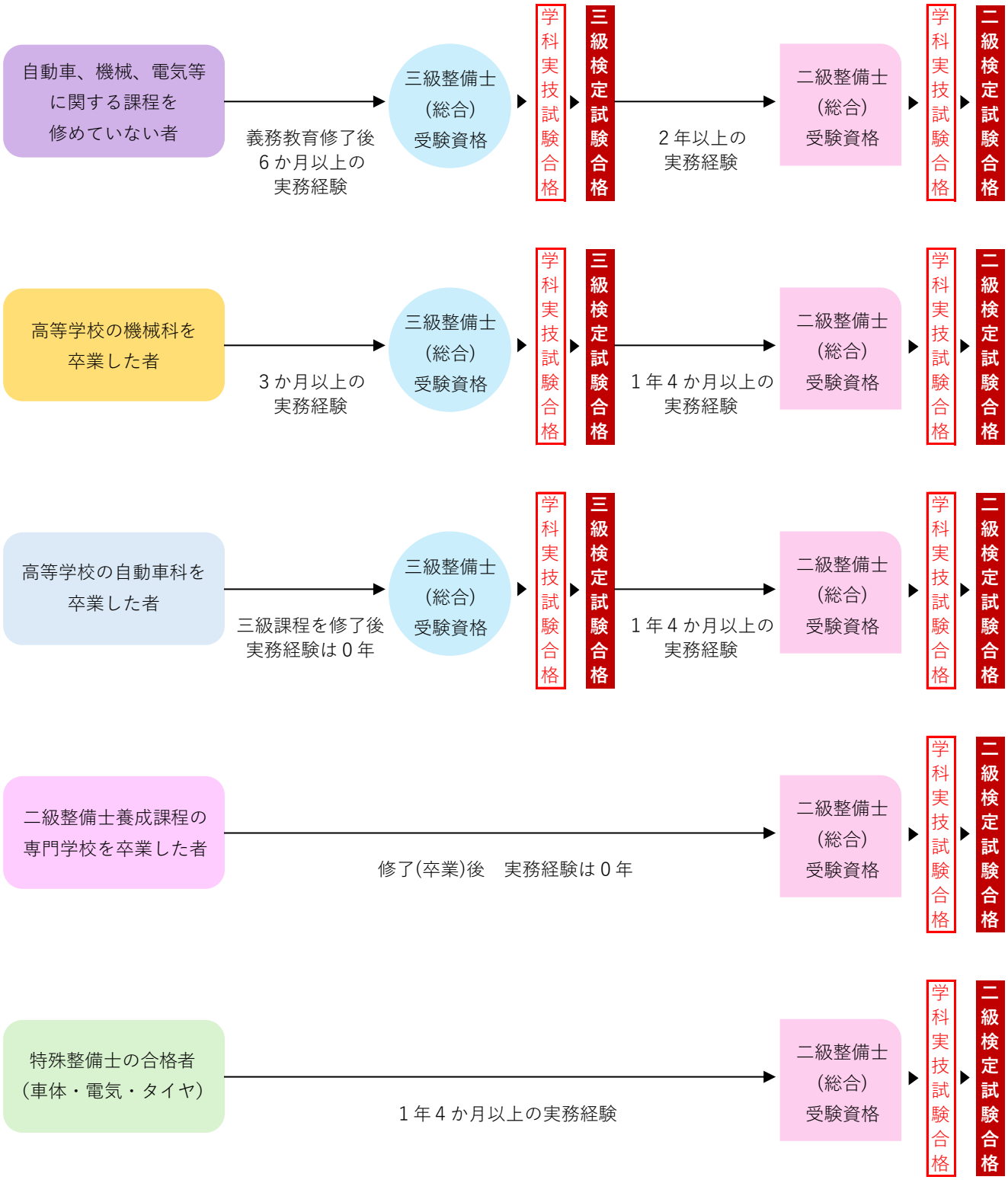
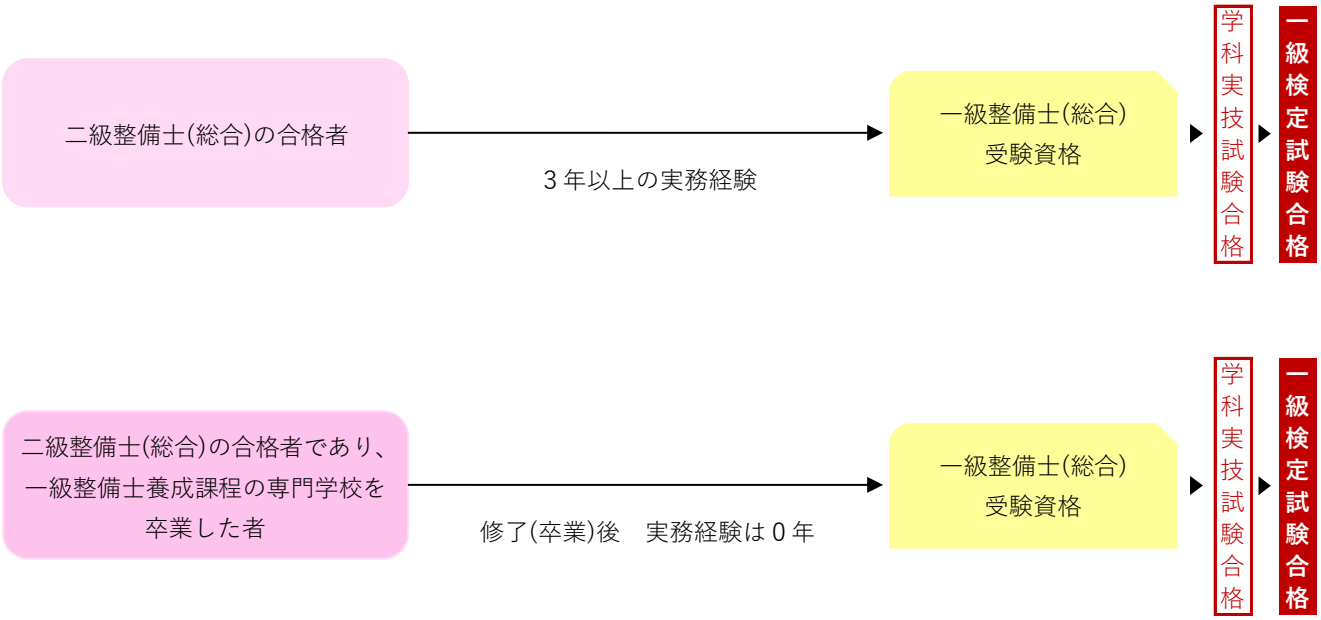
受験資格（実務経験）の考え方　～ 新資格制度 ～

＜学科試験合格とは＞
登録試験の学科試験を受験し、合格すること。
＜実技試験合格とは＞
登録試験にあっては、学科試験合格後に実技試験を受験し、合格すること。
もしくは、一種養成施設(学校)の自動車整備士課程、又は自動車整備振興会講習所の技術講習を受講し、修了すること。
＜検定試験合格とは＞
学科試験及び実技試験を合格され、合格証書を得ること。（自動車整備士資格の取得）
※登録試験を受験した場合には、学科試験及び実技試験の合格をもって、『両免申請』をすることで検定試験合格となる。

● 三級自動車整備士(総合)、二級自動車整備士(総合)を取得するには《例》



● 一級自動車整備士(総合)を取得するには《例》



● 特殊自動車整備士（車体・電気・タイヤ）を 取得するには《例》

